平成２５年（フ）第７２号
群馬県甘楽郡甘楽町大字金井75番地６
債務者　東　　宏和
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０８号
群馬県藤岡市上栗須293番地２　ミレニアムB102
債務者　鈴木　佳子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３０号
千葉県山武市大木769番地29　高島アパート102
債務者　田口　　満
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
千葉県東金市大沼田485番地７
債務者　山下　明宏
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５５号
千葉県東金市油井168番地135
債務者　川越　美香（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４７号
神奈川県秦野市下大槻410番地１－９－502
債務者　坂本有巳子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６４号
相模原市中央区横山４丁目５番４－201号
債務者　藤田　勝利（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１６５号
相模原市中央区横山４丁目５番４－201号
債務者　藤田由香里
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１６８号
相模原市緑区東橋本３丁目２番７号　東橋本コーポラス132号室
債務者　藁谷　勝昭
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７０号
神奈川県座間市東原３丁目22番６－208号　ミスキャンサスさがみ野
債務者　田上　祐二
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７３号
相模原市中央区東淵野辺３丁目８番１号　ロッシェル東淵野辺第７－202号
債務者　川俣晃一郎
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０号
新潟県加茂市高須町２丁目６番４号
債務者　石附　拓真
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３５号
新潟県三条市土場13番11号
債務者　赤塚　光子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３６号
新潟県三条市西大崎２丁目26番38号　五十嵐アパート２号室、前住所新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1087番地11
債務者　石田　良司
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第５号
新潟県佐渡市両津夷270番地５
債務者　野口　明雄
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第２９号
岐阜県多治見市小名田町小滝１番地の197
債務者　安藤　恵美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部